

## 法テラス白書（令和3年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するため、総合法律支援法に基づき平成18年4月10日に設立されました。以来、情報提供、民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策などの基幹業務を実施し、平成24年4月1日から令和3年3月31日までの間には、法テラス震災特例法に基づく東日本大震災法律援助業務を実施してまいりました。

この間、国民の司法アクセスニーズの増大・多様化に伴い法テラスの業務は拡大しており、平成28年7月から大規模災害の被災者に対する法律相談援助業務を、また平成30年1月からは認知機能の十分でない高齢者・障がい者等に対する特定援助対象者法律相談援助及びDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対するDV等被害者法律相談援助の各業務を実施し、更に、国選弁護関係では、平成30年6月から被疑者国選弁護対象事件が全勾留事件に拡大されました。

このように、法テラスは、多くの関係機関の方々に支えられながら、国民の皆様にも多様なサービスを御利用いただき、本年4月には創立17年目を迎えることができました。改めて、深く感謝申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が引き続きまん延し、社会経済生活上の困難を抱える方々が年齢・性別を問わず幅広い層に及ぶこととなりました。法テラスは、こうした方々のために、十分な感染防止策を講じた上で面談での法律相談を実施するとともに、対面によらない相談方法として電話等を活用した法律相談を継続して実施してまいりました。

また、法テラスでは、法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口についての情報提供を行っています。令和2年度以降、災害関連の問合せのほか、新型コロナウイルス感染症の影響による生活苦や金銭の借入れ等に関する問合せも多く寄せられており、これらに対して迅速な情報提供に努めた結果、令和3年9月には、法テラスの情報提供窓口である「法テラス・サポートダイヤル」の利用件数は開設以来の累計で500万件に達しました。

さらに、政府が新たに設けた外国人在留支援センター（FRESC / フレスク）内に法テラス国際室を開設し、フレスクに入居する他の機関から相談者を積極的に引き継ぎ、情報提供等を行うなどの連携を図り、在留外国人に対する法的支援の取組を進めました。

本白書では、このような令和3年度の法テラスの業務の状況を概観するとともに、特集として、生活困窮者に対する支援について取り上げました。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症に関連した様々な法的問題をはじめ、高齢者・障がい者、女性・若者、生活困窮者などに対する多岐にわたる法的支援の充実が求められておりますところ、皆様の一層の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年10月吉日

日本司法支援センター

理事長 丸 島 俊 介